

令和3年度 入札制度改正について

当市では今年度より、入札における公平性・透明性・競争性の確保や、適正価格での契約の推進と公共工事の品質確保を図るため、建設工事等の入札制度を以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 低入札価格調査制度の改正（失格基準の設定）

下記の調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査対象となりますが、失格基準のいずれかの項目を下回った場合には、調査せずに失格となります。

低入札調査価格については事後公表とし、失格基準については非公表とします。

令和3年4月30日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

	改正後	現行
対象	1件の請負に附する額が <u>3千万円以上の工事</u> 若しくは総合評価落札方式対象工事	1件の請負に附する額が5千万円以上の工事 若しくは総合評価落札方式対象工事
調査基準価格の算 定方法	直接工事費 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10 <u>建築工事（電気設備工事，機械設備工事，外構 工事，管工事，塗装工事，防水工事を含む。）</u> 直接工事費 × 0.9 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 + 直工 × 0.1) × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10 <u>昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門 工事業者を対象とした工事</u> 直接工事費 × 0.8 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 + 直工 × 0.2) × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10	直接工事費 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10 上記の算出額が予定価格の7/10を下回る 場合は7/10，9/10を超える場合は9/10。

失格基準の算定方法	<p>解体工事</p> <p><u>直接工事費 × 0.9 × 0.65</u></p> <p><u>共通仮設費 × 0.9</u></p> <p><u>現場管理費 + 直工 × 0.1) × 0.8</u></p> <p><u>一般管理費等 × 0.55</u></p> <p><u>上記の合計額 × 1.10</u></p> <p>上記の算出額が予定価格の7/10を下回る場合は7/10, 9/10を超える場合は9/10。</p> <p>右に同じ</p>	<p>直接工事費 × 0.75</p> <p>共通仮設費 × 0.7</p> <p>現場管理費 × 0.7</p> <p>一般管理費等 × 0.3</p> <p>上記の項目のいずれかを下回った場合、調査をせずに失格とします。</p> <p>ただし、工事の性質上、上記の基準を適用することが適当でないと認められるときは、失格基準を定めないことができるものとします。</p>
-----------	--	---

2 最低制限価格の運用

下記の最低制限価格を下回った金額で入札した場合は、失格となります。

最低制限価格については事後公表とし、失格基準価格については非公表とします。

令和3年4月30日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

	改正後	現行
対象	予定価格1千万円以上 <u>3千万円未満</u> の建設工事の入札	予定価格1千万円以上5千万円未満の建設工事の入札

<p>最低制限価格の算 定方法</p>	<p>直接工事費 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10</p> <p><u>建築工事（電気設備工事，機械設備工事，外構工事，管工事，塗装工事，防水工事を含む。）</u></p> <p><u>直接工事費 × 0.9 × 0.95</u> <u>共通仮設費 × 0.9</u> <u>現場管理費 + 直工 × 0.1) × 0.8</u> <u>一般管理費等 × 0.55</u> <u>上記の合計額 × 1.10</u></p> <p><u>昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門 工事業者を対象とした工事</u></p> <p><u>直接工事費 × 0.8 × 0.95</u> <u>共通仮設費 × 0.9</u> <u>現場管理費 + 直工 × 0.2) × 0.8</u> <u>一般管理費等 × 0.55</u> <u>上記の合計額 × 1.10</u></p> <p><u>解体工事</u></p> <p><u>直接工事費 × 0.9 × 0.65</u> <u>共通仮設費 × 0.9</u> <u>現場管理費 + 直工 × 0.1) × 0.8</u> <u>一般管理費等 × 0.55</u> <u>上記の合計額 × 1.10</u></p> <p>上記の算出額が予定価格の7/10を下回る場合は7/10，9/10を超える場合は9/10。</p>	<p>直接工事費 × 0.95 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10</p> <p>上記の算出額が予定価格の7/10を下回る場合は7/10，9/10を超える場合は9/10。</p>
-------------------------	---	---